

○前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成 26 年 6 月 27 日

規則第 44 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成 26 年前橋市条例第 9 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(土壌基準)

第 3 条 条例第 6 条第 2 項の土壌基準は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。この場合において、当該土壌基準は、同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。

(国又は地方公共団体に準ずる団体)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項第 2 号の市規則で定める者は、次に掲げる者とする。

- (1) 高速道路株式会社法（平成 16 年法律第 99 号）第 1 条に規定する会社
- (2) 土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 10 条第 1 項の規定により認可された土地改良区、同法第 77 条第 2 項の認可を受けた土地改良区連合並びに同法第 95 条第 1 項の認可を受けて土地改良事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構及び同法第 3 条に規定する資格を有する者
- (3) 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 4 条第 1 項の認可を受けた者、同法第 14 条第 1 項の規定により設立された土地区画整理組合及び同法第 51 条の 2 第 1 項の認可を受けた株式会社
- (4) 地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社
- (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）第 10 条第 1 項の規定により設立された土地開発公社
- (6) 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独

立行政法人

(7) 国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人

(8) 日本下水道事業団法（昭和 47 年法律第 41 号）に規定する日本下水道事業団

(9) 前各号に掲げる者のほか、地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であって、市長が地方公共団体に準ずる者として認めた者

2 前項第 9 号の規定の適用を受けようとする者は、地方公共団体に準ずる者の申出書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 定款又は寄附行為

(2) 法人の登記事項証明書

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（令 7 規則 28・一部改正）

（法令等の規定に基づく土砂等による埋立て等）

第 5 条 条例第 7 条第 1 項第 3 号の市規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

(1) 採石法（昭和 25 年法律第 291 号）第 33 条の認可を受けた採取計画（同法第 33 条の 5 第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの）に係る岩石採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該岩石採取場の区域における埋立て等

(2) 砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 16 条の認可を受けた採取計画（同法第 20 条第 1 項又は第 2 項の規定による変更の認可又は届出があったときは、それらの変更を受けたもの）に係る砂利採取場の区域において当該採取計画に基づき採取された土砂等による当該砂利採取場の区域における埋立て等

(3) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の許可を受けた開発区域内で行う土砂等による埋立て等であって、市長が認めたもの

(4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 8 条第 1 項の許可を受けた一般廃棄物処理施設及び同法第 15 条第 1 項の許可を受けた産業廃棄物処理施設における覆土又は覆土のために当該一般廃棄物処理施設及び当該産業廃棄物処理施設において行う土砂等による埋立て等

(令 7 規則 28・一部改正)

(届出を要しない土砂等による埋立て等)

第 6 条 条例第 7 条第 1 項第 5 号の市規則で定める土砂等による埋立て等は、次に掲げるものとする。

- (1) 非常災害のために必要な応急措置として行う土砂等による埋立て等
- (2) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全する目的で通常管理行為として行う土砂等による埋立て等

(令 7 規則 28・一部改正)

(土砂等の搬入計画の届出)

第 7 条 条例第 7 条第 2 項の届出書は、特定事業土砂等搬入計画届出書とする。

2 条例第 7 条第 3 項の市規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定事業区域の位置を示す図面
- (2) 特定事業区域の付近の見取図
- (3) 条例第 7 条第 1 項の規定による届出をしようとする者（以下「届出予定者」という。）が個人である場合にあっては、届出予定者の住民票の写し
- (4) 届出予定者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書
- (5) 特定事業区域の土地の登記事項証明書及び不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）第 14 条第 1 項に規定する地図の写し又は同条第 4 項に規定する地図に準ずる図面の写し
- (6) 申請者が特定事業区域内の全部又は一部の土地の所有権を有しない場合にあっては、当該所有権を有しない土地を使用する権原を証する書類
- (7) 特定事業区域の現況平面図、現況断面図及び面積計算書
- (8) 土砂等埋立等区域の計画平面図、計画断面図及び面積計算書
- (9) 埋立て等をする土砂等の予定容量計算書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(平 29 規則 21・令 7 規則 28・一部改正)

(土砂等の搬入計画の変更の届出)

第 8 条 条例第 8 条の規定による変更の届出をしようとする者は、特定事業土砂等搬入計画変更届出書に前条第 2 項各号に掲げる書面のうち変更に係る事項に関するものを添えて、市長に提出しなければならない。

(令 7 規則 28・旧第 9 条繰上・一部改正)

(土砂等の搬入の事前届出)

第 9 条 条例第 9 条第 1 項の市規則で定める土砂等の量は、5, 000 立方メートルとする。

2 条例第 9 条第 1 項の規定による届出は、土砂等搬入届出書を提出して行うものとする。

3 条例第 9 条第 2 項に規定する市規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が当該土砂等を排出する場所から排出された土砂等であること及び当該土砂等の性状が市規則で定める基準に適合していることを証する書面は、土砂等を排出する場所の管理者が発行する土砂等排出元証明書によるものとする。

4 条例第 9 条第 2 項に規定する市規則で定める特定事業区域に搬入しようとする土砂等が土壌基準に適合していることを証する書面は、搬入しようとする土砂等の土壌検査の試料を採取した地点の位置図及び現場写真、検体試料採取調書並びに計量士（計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 122 条第 1 項の規定により登録された者であって、計量法施行規則（平成 5 年通商産業省令第 69 号）第 50 条第 1 号に規定する環境計量士（濃度関係）であるものに限る。第 14 条第 1 項第 2 号において同じ。）が発行した土壌検査証明書（同項第 1 号において単に「土壌検査証明書」という。）とする。

5 前項の搬入しようとする土砂等の土壌検査は、別表第 1 の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

6 条例第 9 条第 2 項第 2 号の市規則で定める法令等は、採石法及び砂利採取法とし、同号に規定する市規則で定める当該法令等の規定に基づき採取された土砂等であることを証する書面は、土砂等に係る売渡し・譲渡証明書又はこれに準ずる書面とする。

(令 7 規則 28・旧第 10 条繰上・一部改正)

(土砂等の性状の基準)

第 10 条 条例第 9 条第 2 項及び第 3 項の市規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 3 年建設省令第 19 号）別表第 1 上欄に掲げる第一種建設発生土、第二種建設発生土又は第三種建設発生土（これらにセメント、石灰等を混合し、化学的安定処理

をしたものを除く。)に該当する性状であるものとする。

(令7規則28・旧第11条繰上・一部改正)

(特定事業の完了等の届出)

第11条 条例第10条の規定による届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書を提出して行うものとする。

- (1) 特定事業を完了したとき 特定事業完了届出書
- (2) 特定事業を廃止し、又は休止したとき 特定事業廃止（休止）届出書
- (3) 休止した特定事業を再開しようとするとき 特定事業再開届出書

2 前項第1号及び第2号の届出書には、特定事業区域の出来形に関する図面を添えなければならない。

(令7規則28・旧第12条繰上・一部改正)

(特定事業区域内土壌検査)

第12条 条例第7条第1項の規定による届出又は条例第8条の規定による届出をした者（以下これらを「届出者」という。）は、次の各号に掲げる日から起算して6月を経過する日又は次の各号に掲げる日から計算して特定事業区域に搬入した土砂等の数量が5,000立方メートルを超える日のいずれか早い日（以下「検査基準日」という。）をもって、条例第11条第1項に規定する土壌検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壌検査」という。）を行う義務を負うものとする。

- (1) 特定事業区域へ土砂等の搬入を開始した日
- (2) 前回の検査基準日

2 届出者は、特定事業を完了し、廃止し、若しくは休止したとき又は特定事業の期間が満了したときは、前項の規定にかかわらず、それらの日をもって、特定事業区域内土壌検査を行う義務を負うものとする。

3 特定事業区域内土壌検査のための試料は、市長の指定する職員の立会いの上、これを採取しなければならない。

4 特定事業区域内土壌検査は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 特定事業区域内土壌検査は、次の表の左欄に掲げる土砂等埋立等区域の面積に応じ、当該土砂等埋立等区域をそれぞれ同表の右欄に掲げる数以上の区域に等分して行うこと。

0. 3ヘクタール未満	1
0. 3ヘクタール以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 特定事業区域内土壌検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により等分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあつては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間地点4地点）の土壌について行うこと。

(3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取する地点において等量とし、採取後、第1号の規定により等分された一つの区域ごとに混合し、それぞれ一つの試料とすること。

(4) 特定事業区域内土壌検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うこと。

（令7規則28・旧第15条繰上・一部改正）

（水質検査）

第13条 条例第11条第1項に規定する排出される水の検査（以下「水質検査」という。）については、前条第1項から第3項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「土壌検査（特定事業区域から排出される水がある場合の当該排出される水の検査を除く。以下「特定事業区域内土壌検査」という。）」とあるのは「排出される水の検査（以下この条において「水質検査」という。）」と、同

条第2項及び第3項中「特定事業区域内土壌検査」とあるのは「水質検査」と読み替えるものとする。

2 水質検査は、前項の規定により読み替えて準用する前条第3項の規定により採取した試料について、別表第2の項目の欄に掲げる項目に応じ、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により行うものとする。

(令7規則28・旧第16条繰上・一部改正)

(特定事業区域内土壌検査及び水質検査の報告)

第14条 条例第11条第1項の規定による報告は、特定事業区域内土壌検査等報告書に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行うものとする。

- (1) 特定事業区域内土壌検査 当該特定事業区域内土壌検査に使用した土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第12条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び土壌検査証明書
- (2) 水質検査 当該水質検査に使用した排水を採取した地点の位置図及び現場写真並びに前条第1項の規定により読み替えて準用する第12条第3項の規定により採取した試料ごとの検体試料採取調書及び計量士が発行した水質検査証明書

2 条例第11条第1項の市規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 第12条第1項の規定により行う特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第12条第1項の規定により行う水質検査 同項各号に該当する日から1月を経過する日
- (2) 第12条第2項の規定により行う特定事業区域内土壌検査又は前条第1項の規定により読み替えて準用する第12条第2項の規定により行う水質検査 市長の定める日

(令7規則28・旧第17条繰上・一部改正)

(書類の備置き等)

第15条 条例第12条第1項の市規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 第9条第2項に規定する土砂等搬入届出書及びその添付書類の写し
- (2) 前条第1項に規定する特定事業区域内土壌検査等報告書及びその添付書類の

写し

(令 7 規則 2 8 ・旧第 1 8 条繰上 ・一部改正)

(書類の様式)

第 1 6 条 次に掲げる書類の様式は、別に定める。

- (1) 地方公共団体に準ずる者の申出書
- (2) 特定事業土砂等搬入計画届出書
- (3) 特定事業土砂等搬入計画変更届出書
- (4) 土砂等搬入届出書
- (5) 土砂等排出元証明書
- (6) 検体試料採取調書
- (7) 土壌検査証明書
- (8) 土砂等に係る売渡し ・ 譲渡証明書
- (9) 特定事業完了届出書
- (10) 特定事業廃止 (休止) 届出書
- (11) 特定事業再開届出書
- (12) 特定事業区域内土壌検査等報告書
- (13) 水質検査証明書

(令 7 規則 2 8 ・旧第 2 0 条繰上 ・一部改正)

(その他)

第 1 7 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令 7 規則 2 8 ・旧第 2 1 条繰上)

附 則

この規則は、平成 2 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 9 年 3 月 3 0 日規則第 2 1 号)

この規則は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 6 月 7 日規則第 2 号)

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 1 月 2 4 日規則第 2 号)

この規則は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和３年３月１８日規則第１４号）

この規則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年６月６日規則第３２号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（次項において「施行日」という。）前に行った前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第１０条第４項の土壌検査については、改正後の前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則（次項において「新規則」という。）別表第１の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 施行日前に土砂等の埋立て等が行われた特定事業区域（前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例（平成２６年前橋市条例第９号。以下この項において「条例」という。）第２条第５号に定める特定事業区域をいう。以下この項において同じ。）又は前項の規定によりなお従前の例によるとされる土砂等により埋立て等が行われた特定事業区域に係る条例第１６条第１項に規定する土砂等の検査については、新規則別表第１及び別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和５年５月２９日規則第４５号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日規則第２８号）

- 1 この規則は、令和７年５月２６日から施行する。ただし、別表第１の改正規定（見出しを改める部分及び砒素の項中「別表第３」を「別表第２」に改める部分を除く。）及び別表第３の改正規定（見出しを改める部分及び同表を別表第２に改める部分を除く。）並びに附則第３項の規定は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例（令和７年前橋市条例第１８号）附則第２項から第４項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合における前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定の適用については、この規則の施行の日以後においても、なお従前の例による。
- 3 附則第１項ただし書に規定する規定の施行の前に行った前橋市土砂等による埋立て等の規制に関する条例施行規則第１０条第４項の土壌検査、同規則第１５条第１項の特定事業区域内土壌検査及び同規則第１６条第１項の水質検査については、改正後の別表第１及び別表第３の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第1（第3条、第12条関係）

（平29規則21・令元規則2・令2規則2・令3規則14・令4規則32・
令7規則28・一部改正）

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5、9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）若しくは9・7の分析を行う方法又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。）付表1（蒸留操作は装置にて行う。）に掲げる方法
有機 ^{りん} 燐	検液中に検出されないこと。	日本産業規格K0102—4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法（ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。）

鉛	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102—3 13・2、13・3、13・4 又は 13・5 に定める方法
六価クロム	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0102—3 24・3 (24・3・3 及び 24・3・7 を除く。) に定める方法
ひ 砒素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下 (埋立て等を行う場所の土地利用目的が農用地 (田に限る。銅の項及び別表第 2 備考 2 において同じ。) である場合にあっては、検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満)	検液中濃度に係るものにあつては日本産業規格 K0102—3 20・2、20・3、20・4 又は 20・5 に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令 (昭和 50 年総理府令第 31 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005 ミリグラム以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 3 及び昭和 49 年環境庁告示第 64 号付表 1 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地である場合にあっては、試料 1 キログラムにつき 125 ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令 (昭和 47 年総理府令第 66 号) 第 1 条第 3 項及び第 2 条に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、5・2 又は 5・3・2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	日本産業規格 K0125 5・1、

	リグラム以下	5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年環境庁告示第10号。以下「平成9年環境庁告示第10号」という。）付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法

1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 26・2、26・3又は26・4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	日本産業規格K0102—2 5・2及び5・3、5・2及び5・4（妨害となる物資としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170—6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）、5・2（蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加え

		ず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び5・5又は5・2及び5・6に定める方法
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0102—3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1,4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—2009に定める土懸濁液のpH試験方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2より測定されたシス体の濃度と日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

別表第2（第13条関係）

（平29規則21・令元規則2・令4規則32・一部改正、令7規則28・旧別表第3繰上・一部改正）

項目	測定方法
カドミウム	日本産業規格K0102—3 14・3、14・4又は14・5に定める方法
全シアン	日本産業規格K0102—2 9・3・2若しくは9・3・3の蒸留操作を行い、9・4、9・5若しくは9・6（ただし、蒸留操作は装置にて行わない。）の分析を行う方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1（蒸留操作は装置にて

	行う。)に掲げる方法
有機燐	日本産業規格K0102—4 7・2・1及び7・2・3に定める方法又はパラチオン、メチルパラチオン若しくはEPNにあっては日本産業規格K0102—4 7・2・1、7・2・2・2及び7・2・5又は7・2・1及び7・2・6に定める方法（ただし、7・2・6に定める方法により測定する場合において、7・2・2のクリーンアップを行うときは、7・2・2・2に定める操作とする。）
鉛	日本産業規格K0102—3 13・2、13・3、13・4又は13・5に定める方法
六価クロム	日本産業規格K0102—3 24・3（24・3・3及び24・3・7を除く。）に定める方法
砒素	日本産業規格K0102—3 20・3、20・4又は20・5に定める方法
総水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	昭和46年環境庁告示第59号付表3に掲げる方法
PCB	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
銅	日本産業規格K0102—3 11・3、11・4、11・5又は11・6に定める方法
ジクロロメタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
四塩化炭素	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	平成9年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1,2—ジクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1又は5・3・2に定める方法
1,1—ジクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法

1,2-ジクロロエチレン	シス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2 又は5・3・2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125 5・1、5・2、5・3・1、5・4・1又は5・5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・1に定める方法
チウラム	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	日本産業規格K0125 5・1、5・2又は5・3・2に定める方法
セレン	日本産業規格K0102-3 26・2、26・3又は26・4に定める方法
ふっ素	日本産業規格K0102-2 5・2及び5・3、5・2及び5・4（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、りん酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを

	用い、日本産業規格K0170-6 6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)又は5・2(蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH試験紙によって液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、蒸留操作を省略することができる。)及び5・5に定める方法
ほう素	日本産業規格K0102-3 5・2、5・5又は5・6に定める方法
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法
水素イオン濃度	日本産業規格K0102-1 12に定める方法

備考

- 1 この表の項目の欄中「有機燐」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
- 2 この表の項目の欄中「銅」の検査は、土砂等による埋立て等の用に供する場所の利用目的が農用地である場合に行う。